【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百七十三条　削除

（改正前）

第百七十三条　証券取引委員会は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、専門家をその嘱託として任命することができる。

②　前項の嘱託の報酬は、証券取引委員会が、これを定める。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百七十三条　証券取引委員会は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、専門家をその嘱託として任命することができる。

②　前項の嘱託の報酬は、証券取引委員会が、これを定める。